

大規模事業所の廃止等による削減計画期間の変更等に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針(平成24年埼玉県告示第402号。以下「指針」という。)別表第3備考3及び別表第5に規定する削減計画期間の変更その他必要な事項について定める。

(削減計画期間等の変更)

第2条 指針第3で定める大規模事業所について、次の各号のいずれかに該当すると知事が認め第6条各項の規定に基づき通知したときは、当該大規模事業所の削減計画期間の終了年度は、別表各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度に変更されるものとする。

- 一 大規模事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたとき。
- 二 大規模事業所における事業活動の規模が縮小され、前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル未満となったとき。
- 三 大規模事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3か年度連続して1,500キロリットル未満となったとき。
- 四 他の大規模事業所の一部となったとき。

(大規模事業所の廃止等の届出)

第3条 大規模事業者は、前条第1号に該当したときは、その日から30日以内に、様式第1号によりその旨を知事に届け出るものとする。

2 大規模事業者は、前条第2号又は第3号に該当したときは、該当した年度の翌年度の7月末までに、様式第1号に、該当することを証する書類を添付することによりその旨を知事に届け出ることができる。

(大規模事業者の変更等の届出)

第4条 大規模事業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、様式第2号によりその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 大規模事業者の氏名又は住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)
- 二 大規模事業所の名称又は所在地

(大規模事業所の承継の届出)

第5条 大規模事業所の全部又は一部を譲り受け、又は借り受けた者は、大規模事業所

の地球温暖化対策に係る地位を承継するものとする。

- 2 大規模事業者について相続、合併又は分割（その大規模事業所を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により大規模事業所の全部又は一部を承継した法人は、当該大規模事業所の地球温暖化対策に係る地位を承継するものとする。
- 3 前2項の規定により大規模事業所の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、様式第3号により、その旨を知事に届け出なければならない。

（大規模事業所の廃止等の承認）

- 第6条 知事は、第3条各項の規定に基づき届出のあった大規模事業所が第2条1号から第3号のいずれかに該当すると認めるときは、様式第4号により、当該大規模事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、第5条第3項の規定に基づく届出又は指針第3-1の規定に基づく基準排出量の算定により大規模事業所が第2条第4号に該当すると認めるときは、様式第4号により、当該大規模事業者へ通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

1	第2条第1号に該当するとき。	大規模事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止された日の属する年度の前年度
2	第2条第2号に該当するとき。	同号の規模の縮小があった年度の前年度
3	第2条第3号に該当するとき。	同号の期間の最終年度の前年度
4	第2条第4号に該当するとき。	他の大規模事業所の一部となった日の属する年度の前年度

様式第 1 号

年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事

住所

氏名

印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

大規模事業所廃止等届出書

大規模事業所の廃止等による削減計画期間の変更等に係る要綱第 3 条の規定により大規模事業所の廃止等を次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所番号	
届出事由	1 大規模事業所における事業活動を廃止し、又はその全部を休止したため。 2 大規模事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,000キロリットル未満となったため。 3 大規模事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで3か年度連続して1,500キロリットル未満となったため。
届出事由の詳細	
添付書類	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
受付欄	

(日本工業規格 A 列 4 番)

- 備考 1 印の欄には、記入しないこと。
2 「届出事由」欄は、該当する番号を で囲むこと。

様式第 2 号

年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事

住所

氏名

印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

大規模事業者氏名等変更届出書

大規模事業所の廃止等による削減計画期間の変更等に係る要綱第 4 条の規定により大規模事業者の氏名等の変更を次のとおり届け出ます。

事業所の名称		
事業所の所在地		
事業所番号		
変更事項		1 大規模事業者の氏名又は住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地) 2 大規模事業所の名称又は所在地
変更内容	変更前	
	変更後	
連絡先		(電話番号)
受付欄		

(日本工業規格 A 列 4 番)

- 備考 1 印の欄には、記入しないこと。
2 「変更事項」欄は、該当する番号を で囲むこと。

様式第 3 号

年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事

住所

氏名

印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

大規模事業所承継届出書

大規模事業所の廃止等による削減計画期間の変更等に係る要綱第 5 条の規定により大規模事業所の全部又は一部を承継したので次のとおり届け出ます。

事業所の名称		
事業所の所在地		
事業所番号		
大規模事業者の住所及び氏名 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	承継前 (前事業者)	
	承継後 (新事業者)	
承継した事業所の範囲		全部・一部(別図のとおり)
一体となった大規模事業所の情報	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	事業所番号	
連絡先		
受付欄		

(日本工業規格 A 列 4 番)

備考 1 印の欄には、記入しないこと。

大規模事業所廃止等承認通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 上 田 清 司 印

大規模事業所の廃止等による削減計画期間の変更等に係る要綱第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおり大規模事業所の廃止等を承認したので、通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所番号	
廃止等の理由	<ol style="list-style-type: none">1 大規模事業所における事業活動を廃止し、又はその全部を休止したため。2 大規模事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量が 1 , 0 0 0 キロリットル未満となったため。3 大規模事業所の原油換算エネルギー使用量が前年度まで 3 か年度連続して 1 , 5 0 0 キロリットル未満となったため。4 他の大規模事業所の一部となったため。
備 考	